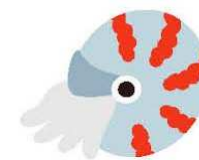




#入管法改悪反対 #刑罰ではなく在留資格を

Q & A

何が起きているのか、わかりやすい説明と、
共に生きるための代案をQ&Aにまとめました。
非正規移民「問題」に必要なのは、厳罰化ではなく、適切な正規化です。



Q1

収容されたりしている外国人が、さらに刑事罰を受けるようになるってほんと？

入管法改定について

A1

ほんとうです。反対の声が必要です。本国に帰れない事情や、日本から離れられない事情があっても、在留資格が得られない外国籍の人がいます。その人たちは、入管収容施設

に入れられたり、あるいは、働くことも認められず、保険もない仮放免の生活を強いられています。今回、そうした状況にある人びとに、さらに刑事罰を科す提案がされています。



Q2

なにを罰するつもりなの？

入管法改定について

A2

最近10年間で国外退去の処分となった人のうち、97%は帰国しましたが、残りの3%の人は、帰国を拒否しています。その数、約2,800人(2019年12月末時点)。今回政府は、この人たちを送還忌避者(そうかんきひしゃ)と呼んで、罰する

法律をつくろうとしています。日本にいても、入管収容施設に入れられたり、働けない仮放免の生活が待っています。この3%の人びとは日本に在留を希望しているだけなのに、政府は今回の法改定で刑事罰を与えるというのです。



Q3

国外退去になるのは、「犯罪をおかした」からじゃないの？

入管法改定について

A3

違います。国外退去になる外国人=犯罪者ではありません。国外退去(退去強制)は、在留資格を失ったひとの一部が受ける処分です。これは基本的に、交通違反に科される処分などと同じ「行政処分」です。

また、そもそも国外退去の処分は、移民の人たちの日本での暮らしの実態を考慮せずに行われることが少なくありません。国際人権規約で保障されている家族が同じ場所で暮らす権利(家族結合権)の違反にもなり得ます。



Q4

国外退去(退去強制)が出されているのに、なぜ自分の国に帰らないのですか？

入管法改定について

A4

帰らないというより、帰れない理由があるからです。事例をすこし紹介します。(1)本国に帰ると差別や迫害により命の危険がある。(2)日本で生まれ育った子どもにとっては日本がホーム

(故郷)であり、親の出身国のことばがわからないことも多い。(3)日本に家族がいる。(4)日本に長年暮らし生活の本拠になっている一方、出身国にはつながりがない。



Q5 「在留資格」って何ですか？

基礎知識

A5

外国籍の人が、日本で継続的に生活するための資格です。資格を認めるのは日本政府です。大きくわけて、身分または地位にもとづく在留資格と、就労などを含めた活動

にもとづく在留資格があります。資格によって、在留期限や認められる権利、社会保障や利用することができる行政サービスなどに格差があります。



#FREEUSHIKU Save Immigrants Osaka 協力: NPO法人移住連

Q6 「退去強制」って何ですか？

たいぎよきようせい

基礎知識

A6

退去強制とは、在留が認められない外国人を強制的に退去させる行政処分です。出入国在留管理庁による審査を経て、在留の理由がないとされた人たちは、退去強制の対象とされます。この

審査では、在留を希望する本人たちの訴えが聞き入れられるとは限りません。また、難民申請をしていたが不認定だった人も、「日本にいるべきではない人」として、この退去強制の対象となります。



#FREEUSHIKU Save Immigrants Osaka 協力: NPO法人移住連

Q7 収容って何ですか？

基礎知識

A7

在留資格のない外国人が、「送還」までの間、出入国在留管理庁が管理する施設に入れられ、無期限で身柄を拘束されることです。スマートフォンやパソコンなどの自前の通信手段は奪われます。家族や友人との面会は、

アクリル板越しの小さな部屋で30分ほどの時間制限つきです。持病があっても、許可がなければ外の病院に通院することはできません。近年、収容の長期化に起因した死亡事件や人権侵害も報道されています。



#FREEUSHIKU Save Immigrants Osaka 協力: NPO法人移住連

Q8 収容所って、要するに外国人向けの刑務所ですよね？

基礎知識

A8

まったく違います。刑務所は、刑法に違反した人が、一定の刑期のあいだ入れられる場所です。一方、収容所は、日本への出入りと在留を管理する入管法に違反した、日本国籍ではない人が、国外に

出るまで身柄を拘束される施設です。「帰国のための待合所」といわれることもありますが、現実には帰国できない人にとっては、いつ解放されるかもわからず無期限に収容される施設です。



#FREEUSHIKU Save Immigrants Osaka 協力: NPO法人移住連

Q9

どのくらいの期間、収容されるんですか？

基礎知識

A9

刑期のある「刑務所」と違い、入管収容には期限がありません。日本国外へ退去するか、仮放免されるまで続きます。6ヶ月以上の収容を、長期収容と呼びます。以前は、6ヶ月～1年くらいで仮放免になるのが一般的でした。

近年、収容の長期化が進み、長い人では7年以上収容されています。無期限収容や長期収容は甚大な人権侵害です。国連の拷問禁止委員会などの委員会も、日本政府に対して何度も是正を勧告しています。



Q10

かりほうめん

「仮放免」って何ですか？

基礎知識

A10

収容が一時的に解かれることを、「仮放免」と言います。送還忌避者の多くは仮放免者です。2000年代半ばから急増し、2015年には約3600人に達しました。仮放免中は働くことが禁止され、居住

する都道府県外への移動も制限されます。それでも日本に暮らし続けることを選択し、仮放免のまま5年以上暮らしている人が999人。10年以上仮放免の人も150人います(2019年6月末時点)。



Q11

新しい法案では、難民のひとも強制送還するってほんと？

難民について

A11

ほんとうです。現行の入管法には、日本も批准している難民条約にもとづき、難民申請者の送還停止が定められています。今回の法案では、難民申請者であっても送還することが提案されています。

日本の難民認定率は1%にも達していません。本来難民として認められるべき人が認められない難民認定制度の問題を解決することなく、難民申請者の送還を実行することはゆるされません。



Q12

政府は、難民ではないひとが、滞在を長引かせるために繰り返し難民申請をしていると言っているけど？

難民について

A12

そうとは限りません。何度か難民申請をしたあとでようやく認定を受けたり、人道的配慮により在留を許可される人もいます。現行の難民認定制度は、適正に難民を認定する上で

十分ではないと、専門家や支援団体などからも指摘がされています。政府がすべきことは、難民申請者の送還ではなく、難民認定制度の改善と、適正な難民の認定です。



Q13 でも、難民申請者の一部に、 難民ではない人もいますよね？

難民について

A13

ある消防隊が「間違い通報が多い」とぼやいて火事にもほとんど出動しなかったとしたら、みなさんはどう感じますか？ ぼやくのは、まず火事に出動してからにしてほしいと思うでしょう。日本では、

他国で難民認定されるような人も認定されていません。難民認定率の低さは世界的にダントツです。まずはその点を是正すべきです。この問題に取り組む前に、難民申請者を送還するなど論外です。



#FREEUSHIKU Save Immigrants Osaka 協力: NPO法人移住連

Q14 あたらしい法案がだめなら、収容や送還の問題解決に向けて、代案はあるのですか？

解決に向けて

A14

あります。
第一に、在留特別許可です。これは、在留を希望する非正規移民の事情を考慮して在留を認めるものです。基準を設けて一律に在留を認める「アムネ스티」を採用している国も多く、日本も検討すべきです。

第二に、難民認定です。日本では難民認定率が低く、本来難民として認められるはずの人が認められているとは到底言えません。また、定住する人たちの権利を認め、この社会で共に生きるための政策（社会統合政策）も必要です。



#FREEUSHIKU Save Immigrants Osaka 協力: NPO法人移住連

Q15 なにかできることはありませんか？

解決に向けて

A15

あります。
問題について知ってください。当事者の声を聞いてください。現場で支援する人々の提案に耳を傾けてください。そして、署名の機会があれば署名してください。ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどに、

自分なりのことばで疑問や心配をひとこと言うこと。時にそれがメディアや国会に届き、政治を大きく動かします。
移民・難民、出入国管理法についてのアーカイブサイト「Open the Gate for All」にもご注目ください。



#FREEUSHIKU Save Immigrants Osaka 協力: NPO法人移住連

入管法改悪 反対

